

本会議録には、非公表の取扱いとなっている予定価格、落札率等が含まれているため、該当箇所は「(非公表)」と表記しています。

平成26年度 第2回
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日 時 平成26年6月25日(水)午前10時
場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室
出席者 委員：田中会長、勝田委員、前谷委員、小林委員、村山委員
事務局：足立局長、神庭次長、安藤次長、木山次長、西田課長、板井主査、安野係長、針田係長、高橋係長、小林係長、林原係長、伏野主幹
傍聴者 1名
議 題 1 報告事項
制度改正等について
前回の審議会意見に対する報告について
2 審議事項
入札及び契約の運用状況(平成25年度予算に係る契約分)について
その他
配付資料 1 入札制度改正の状況について
2 入札及び契約に関する意見に対する報告について
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成25年度予算に係る契約分)

会議内容

(日程1)開会 10:00

田中会長 おはようございます。委員の皆さん、大変お忙しいところお集まりいただきまして、そして事務局の皆さん、大変お世話様でございます。それでは只今から平成26年度第2回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会いたします。それでは、日程に従いまして進めさせていただきます。それでは事務局長さんより、ご挨拶をいただきます。

(日程2)事務局長あいさつ

足立局長 今日は、お世話になります。ご多忙の所、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会はまず最初に事務局の方から制度改正、昨年度の審議会の意見に対する報告等をさせていただきます。その後、委員の皆様方からいただきました案件についてご審議いただく予定になっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(日程3)報告事項

田中会長 ありがとうございました。それでは、進ませさせていただきます。

日程3の報告事項、 制度改正等について事務局からの報告をお願いをいたします。

林原係長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

林原係長 入札財政係の林原です。よろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

最初に、今日の事前にお送りさせていただいております、会議資料の確認をさせていただきます。

まず、A4、1枚もので、本日の会議日程がございます、それと第1回目の審議会でお配りしております資料が、資料1から資料6までございます。

それと、第2回目審議会の開催に合わせてお送りさせていただいておりますのが資料7、A4、1枚ものでございます。こちらが、入札制度改正の状況についてという資料でございます。それと、資料8、これが入札及び契約に関する意見に対する報告についてという、9ページものの資料が1部ございます。それと、資料9、入札及び契約の運用状況 抽出案件資料ということで、22ページものの資料でございますが、こちらが1部。あとA4、1枚ものの、(委員別)指定審議案件一覧、それと前回、会長さん、副会長さんを選任していただきましたので、それを入れております委員名簿が1枚、以上お送りしておりますが、資料の方はよろしゅうございますでしょうか。

田中会長 皆さん、よろしいですか。

(「はい。」という声あり)

田中会長 よろしいようです。続いてお願いします。

林原係長 それでは、制度改正等について報告をさせていただきます。

お手元の資料7をご覧くださいと思います。

平成25年度の4月以降の制度改正といたしましては、入札参加条件の設定と入札における最低制限価格ラインの引き上げ、こちらの方の2点の改正を行っております。

まず、1点目でございますが、入札参加条件の設定ということで、こちらの方は新たに入札参加条件設定基準というものを制定しております。

これは、組合を構成する市町村に主たる営業所を有する者の受注機会が均等に確保されるよう、建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事の4工種を発注区分とする案件につきましては、参加者を圏域内の市町村に本店を有する業者に限るとともに、設計金額に応じて、経営事項審査の総合評定値、特定建設業の許可の有無、1級技術者の職員数の条件等を設定いたしまして、入札参加業者を分けたいまして、発注を行うというものでございます。

こちらの基準でございますが、平成25年11月に制定いたしまして、その後、組合のホームページに制度の内容を掲載いたしまして、入札参加者に対して周知させていただきまして、本年度、平成26年度の予算に係る案件から、

この条件での入札参加者の募集を行っております。

次に、2番目の最低制限価格の引き上げについてでございますが、これにつきましては、組合最低制限価格設定要領の改正を行っております。

これは、電気工事及び機械器具設置工事の案件では、概ね予定価格の90%程度となるように最低制限価格ラインを設定するようにはしておりますが、この2工種の案件につきましては他の案件に比べて最低制限価格が低く設定される傾向がございましたのもで、他の案件と同様に、概ね90%程度に引き上げるために最低制限価格の算出式の方を改正したものでございます。

算出式の改正内容ですが、従来は、「(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×4/10+一般管理費×3/10)×消費税率」という形で算出しておりましたのを、現場管理費に用いる割合の部分に4/10を加算いたしまして、「(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×8/10+一般管理費×3/10)×消費税率」という形に改めたものでございます。

なお、電気工事及び機械器具設置工事以外の建築設備工事につきましては、現場管理費に用いる割合は、従来どおりの4/10で変更はございません。

こちらの方の実施時期でございますが、平成26年4月としておりまして、本年度の予算に係る案件から改正後の最低制限価格の算出式を適用しております。

あわせて、消費税の増税がございましたもので、従来の要領の中で、消費税率の方が1.05と規定されている要領につきましては、改正が必要となりましたので、該当する要領について消費税率を1.08に改めております。

制度改正の報告については以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いをいたします。よろしいですか。ありませんか。無いようですので、これからも適正な入札制度の運用をお願いしておきたいと思っております。

それでは次に進みます。「前回の審議会意見に対する報告について」をお願いいたします。

林原係長

はい。続いて失礼いたします。

それでは、続きまして、前回の審議会意見に対する報告について説明をさせていただきます。

お手元の資料8の方をご覧ください。

まず、資料の9ページをご覧くださいと、こちらに昨年6月20日に開催いただきました当審議会における、入札及び契約に関する意見書を載せております。昨年度の審議会での意見を2点いただいております。

こちらの1点目が、「初めて公募型指名競争入札をされて参加者が1者しかなかったが、今後に向けた実施方策等について検証いただきたい」ということが1点目でございます。

2点目が、「最低制限価格を下回って失格となった者へのアンケート調査を継

続して実施するとともに、失格者が発生した案件の共通仮設費、据付間接費等の金額の違いの原因、その他について更に分析を進め、新たな調査や新たな情報提供の必要性などの対応策について検討いただきたい」という、こちらの2点の意見をいただいております。

こちらの2点の意見につきまして、今後の対応策等の検討を行うために、アンケート調査の方を実施させていただいておりますので、そちらの方を説明させていただきます。

では、資料の最初に戻っていただいて、1ページをご覧くださいと思います。

まず、公募型指名競争入札に関する意見についてでございますが、こちらは、平成24年度に実施した公募型指名競争入札「消防・救急デジタル無線施設整備工事」の案件でございますが、こちらの案件で、当初は一つの入札参加の条件としておりました、経営事項審査総合評定値・1200点以上ということでございましたが、こちらの方の条件を満たして、当該入札の参加が可能と想定された方々、こちらの40者に対しまして、この入札案件が公募されていたことを知っていらっしゃったかどうか、知らなかった場合には、組合のすべての工事の入札案件がホームページに公表されて、参加者が募集されていることを知っていらっしゃるかどうか、公募されていたことを知っていらっしゃった方には、どのような理由でこの入札に参加されなかったのか、ということについてアンケート調査を行っております。

こちらの回答でございますが、40者のうち、36者から回答をいただいております。そちらの方の回答状況について、まとめて(5)の方に記載しておりますが、状況といたしましては、回答のございました36者のうち、約6割に当たる21者は、入札案件が公募されていたことは知っていらっしゃいましたが、残りの15者につきましては、このような形で公募されていたことについて知らなかったという回答でございました。

なお、公募されていることを知らなかった15者のうち10者につきましては、組合のすべての入札の参加者の募集がホームページの方で案件を公表して行われていることを知らないという回答でございました。あと、公募されていることを知っていらっしゃった方で参加されなかった理由については、施工実績がない、技術者の配置が困難なためという理由が大部分の回答でございました。条件の中で施行実績の方と技術者の配置の方を付けておりましたので、そちらの方を満たさなかったということで、理由を書いていらっしゃいます。

なお、技術者の配置が困難なため参加しなかったと回答された方のうち、3者は入札参加条件を満たす技術者が1人もいないとのことでございましたが、その他の6者につきましては、他工事に技術者を配置していたことから、同じ時期に当組合の方の工事に配置できる技術者の方がいなかったということでございました。

こちらの方のアンケート結果を踏まえまして、(6)として今後の対応で書い

ておりますが、本案件に設定しました入札参加条件のうち、施工実績につきましては法的には必要な条件ではございませんが、工事の重要性、それと確実な履行のために設定したものでございまして、この工事におきましては、確実な履行の確保が必要でございましたので、施工実績については必要であったと考えておりますが、今後は、履行の確保が可能であれば、同内容の工事实績に限らず、類似する内容の工事实績でも参加を認めるよう、施工実績の範囲を拡大して条件を設定いたしまして、入札参加が可能な者の範囲を広げて競争性を確保していきたいと考えております。

また、少数でございますが、入札参加に当たって必要となる技術資料の作成期間が短くて参加できなかったという回答がございましたことから、今後は、募集から締切りまでの日数を可能な限り確保する形で入札参加者を募集することといたします。

なお、当組合のすべての入札の参加者募集がホームページに案件を公表いたしまして行われていることを知らないという回答もございましたので、より多くの方にホームページを見て入札に参加していただくため、組合ホームページの認知度も高めていきたいと考えております。

次に、はぐっていただきまして2ページをご覧くださいますと、こちらの方から失格に関する意見についてを記載しております。失格に関する意見については、調査対象案件を平成25年度に実施した工事入札のうち、失格者が発生した案件としておりまして、調査の対象案件数は8案件、調査対象の業者数は20者となっております。こちらは前年度とほぼ同数の案件数、対象業者数となっております。

こちらの調査の内容でございますが、各案件で失格となられた方に対しまして、応札された入札金額についての5項目のアンケート調査を行っております。

こちらのアンケートの項目としましては、1つ目が、「提示された金額は、工事に十分対応が可能な金額であったかどうか」、2つ目が、「実際の最低制限価格は、参加された方が見込まれた最低制限価格に比べてどのような価格であったか」、3番目が「入札参加に当って、見込まれる最低制限価格はどのように算出されているか」、4番目が「設計した額から入札額にされる時に、金額を減額していられると思いますが、工事費の内訳のうちどの経費を減額されるか」、5つ目が「入札金額が最低制限価格を下回った理由をどのように考えておられますか」ということで、こちらの5項目のものをアンケートさせていただきまして、こちらの方は全ての方から回答をいただいております。

3ページの(6)というところで、回答状況について記載しておりますけども、調査対象となった8案件、20者の回答では、全体の80%に当たります16の方が工事に対応可能な額で応札いたしましたという回答で、工事の対応が不可能な額で応札したという回答はございませんでした。

最低制限価格につきましては、全体の90%に当たる18者が、応札に当たって見込んだ最低制限価格よりも高い、又は見込んだ額に近い金額の最低制限

価格が設定されていたという回答でございまして、そのため、先程の5項目目に聞きました最低制限価格を下回って失格となった理由としましては、落札を希望して金額を下げすぎて応札しましたという回答が5者ありましたけども、過半数の方は設定された最低制限価格が高額であった、このために失格になったという回答でございました。

しかしながら、3つ目の項目でお聞きしております最低制限価格の算出方法につきまして、過半数の14者の方が当組合が公表している歩掛表ですとか積算要領により設計した額に基づいてではなく、会社独自の方法やその他の方法により設計した額に基づいて最低制限価格を算出しているという状況でございました。

なお、4つ目で聞いております、設計した額から応札額にするために減額する経費についても伺っておりますが、こちらの回答の方は各者バラバラでございまして、一応、回答としましては一般管理費から減額するという回答が最も多いという結果でございました。

こちらのアンケート結果を基に、(7)といたしまして今後の対応ということで書いておりますが、今回の調査結果の中で、失格となりました方のうち7割に当たる14者の方が、当組合の方で公表しております歩掛表、積算要領に基づかなく応札額を決定しているということでございましたので、当組合の設計方法について、発注表の様式を変更して改めまして周知するとともに、設計に使用している歩掛表、積算要領等の図書の情報についても周知することといたしております。

こちらの、発注表の様式変更でございまして、資料の方を2枚はぐっていただきますと、6ページでございまして、こちらの方に変更後の発注表の様式ということで載せております。変更部分を網掛させていただいておりますが、変更の1点目が、従来は一番下にあります注意事項等の欄に記載しておりました設計方法につきまして、新しい様式の上の方になりますが、案件概要欄の2つ下のところに設計方法という専用欄を設けまして、そちらの方に分かりやすく記載をいたしております。それと、変更の2点目でございまして、設計に用いた図書につきまして、その図書の発行元が分かるよう、注意事項欄に注1ということにしておりますが、こちらの方に設計図書の内容が分かるように、発行元のホームページを記載させていただいております。

こちらの2カ所とも、資料の方は全部黒になっておりますが、実際ホームページに掲載するときには、赤字の方にして目立つような形で公表させていただいております。

それでは、資料を行ったり来たりしますが、また資料の3ページに戻っていただきますと、続いての対応でございまして、当組合の設計に基づいて算出しました最低制限価格と参加者の方から工事費内訳書を出していただいておりますので、こちらを比較いたしまして、失格の原因となった経費、これは、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のいずれかとなりますが、これ

を失格者に対して周知できるかどうかについて、こちらの可否も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

加えまして、当組合が設定いたします予定価格と実勢価格に大きな乖離がございますと、組合、参加者とも不利益となりますし、失格者が発生する原因となることが考えられますことから、予定価格の設定に当たりましては、見積徴取業者の範囲拡大、提出のあった見積書の十分な精査を行いまして、適正な予定価格の設定に努めることといたしたいと思っております。

なお、機器費を含む案件でございますが、こちらの方は組合建設工事最低制限価格設定要領に基づき最低制限価格を算出いたしますと、今回の失格案件の中にもございましたけども、予定価格と最低制限価格の差が僅差となりまして、競争性の確保が困難であること、また、失格者が多数発生する要因にもなっているということが考えられますため、平成26年度5月7日以降に公表する案件から、こちらの方の案件の最低制限価格は、機器費の相当部分に0.9を乗じた額をもって最低制限価格を算出するように取扱いを変更させていただいております。

こちらの方の該当案件につきましては、この取扱変更後の失格状況をみていきたいと考えております。

最後になりますが、アンケート調査につきましては、今後も継続することといたしまして、失格者の応札額、最低制限価格の算出方法、失格となった理由などの情報を収集していくこととしております。

なお、失格に関するアンケート結果でございますが、はぐっていただきました4ページ、5ページに横長の資料にしておりますが、こちらの方に対象となった工事案件ごとのそれぞれの最低制限価格、失格者の応札額、アンケートの回答状況、こちらの方を表にして載せております。

また、はぐっていただきまして、7ページ、8ページ、こちらの方の説明はしておりませんが、こちらの方には参考といたしまして、平成22年度から平成25年度までの随意契約の状況と平成23年度から平成25年度までの入札参加者の辞退理由を年度ごとに表にしております。

8ページの方が平成25年度の先程の入札辞退者の辞退理由一覧を案件別に載せたものにしております。

こちらの7ページ、8ページの調査事項でございますが、こちらの方は過去の審議会におきましてご意見をいただきました事項でもありますことから、継続して調査を行っておりますので、昨年度、一昨年度に引き続きまして、審議会の方に報告をさせていただくものでございます。

前回の審議会意見に対する報告につきましては、以上でございます。

田中会長

ありがとうございました。今回、新しく就任された委員さんもおられますので、前回の意見について承知でない委員さんもあったかと思えますけども、かなり詳しく説明をいただきました。これについて、委員の皆さんからご意見ご質問がありましたら、どうぞ発言してください。よろしいですか。ご意見無し

で進めさせていただいてよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

田中会長 ご意見ないようですので進めさせていただきますが、事務局におかれましては、今後も適正な入札制度の運用をお願いしておきたいと思えます。

(日程4) 審議事項

田中会長 それでは、日程に従って、4審議事項に入ります。1番目の入札及び契約の運用状況についてでございます。これにつきましては、事前にそれぞれの委員さんから抽出案件の提出をいただいております。まず提出いただいた委員さんから理由や質問等をいただきまして、その後、事務局から説明をしていただいて、審議に入りたいと思えます。案件番号順に行きますので、よろしくお願ひいたします。まず、案件番号8、白浜浄化場A系脱離液ポンプほか更新工事ということで、3名の委員さんから抽出いただいております。順番に勝田委員さんから、お願ひいたします。

勝田委員 勝田でございます。よろしくお願ひいたします。私がこの一覧表を見させていただいて、この8番の案件について、工事名について、特に気になったというのが、13者中12者が失格になったということでございまして、その原因については、その後の先程説明のございましたアンケートの結果で、大体分かるんですけども、一つ当時のどういう風な状況であったかを説明していただけたらと思ひまして、失格になった理由ですね、お聞きしたいと思ひます。

田中会長 3人の委員さんから全体的に含めて答弁してもらった方が良いでしょうね。

神庭次長 はい。

田中会長 それでは、小林委員さんお願ひします。

小林委員 小林です。勝田委員さん同様に失格者が13者中12者というのが、どういう状況なのかを聞きたいと思ひます。

田中会長 続いて、村山委員さんお願ひします。

村山委員 村山です。よろしくお願ひします。私も同じで失格者が多いということで、何かこの工事で失格者が沢山出るような特殊な理由と申しましょうか、傾向があるのかな。あと、工事成績も66点とあまり高くないということで、そのあたり実際の工事が、どのような経緯、経過なのか、点数が低めであったことと入札の失格者が出たことに関係があるのかということの分析をお聞きしたいので、選ばせていただきました。

田中会長 それでは事務局の方から、理由は同様なようでありますけれども、村山委員さんの方から成績の問題も出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

神庭次長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

神庭次長 事務局次長、総務課長の神庭です。よろしくお願ひいたします。座って説明説明させていただきます。失格者が多いということと落札率が高いという意見のことについて、事務局総務課から回答させていただきます。

まず、失格者が12者と多いということと、その失格の理由についてでございますが、資料9の3ページ、こちらの方にこの案件の工事入札執行表を載せております。これを見ていただきますと、この入札は、13者による郵便入札となったものございまして、そのうち12者が失格となっております。

失格の理由につきましては、資料8の4ページの下の方に、白浜浄化場A系脱離液ポンプほか更新工事の覧を作っております。この税抜き最低制限価格と失格者応札額の覧の予定価格に対する率のところを見ていただきますと、本案件の最低制限価格は、その制限価格の算出式に基づきまして計算して、予定価格の94.9%となっております。失格となった12者がそれぞれ、85.6%～94.8%で応札してございまして、最低制限価格を下回って失格となっております。

失格状況につきましては、同じページの右側に、入札金額に関するアンケート調査の結果を載せております。失格者の入札金額については、失格した12者のうち9者は、入札金額は工事に十分対応が可能な金額であったということ、残りの3者は入札金額は工事に対応が可能かどうかどちらともいえないということでしたが、入札金額が工事に十分対応できない金額という参加者はございませんでした。

最低制限価格の算出方法につきましては、12者のうち6者は、発注表に公表している歩掛表により設計した金額に基づいて最低制限価格の算出を行っておりますが、残りの6者は、歩掛表には基づかず、会社独自の方法などにより設計をされた金額に基づき最低制限価格を算出したと回答をしておられます。

また、最低制限価格を下回り失格となった理由については、12者のうち、8者は、設定された最低制限価格が予想以上に高かったため、そして2者は、落札を希望して最低制限価格ぎりぎりの価格で応札したため、1者は算出誤り、残り1者は端数処理による誤差があったためという回答となっております。

なお、本案件は、先ほど審査会意見に対する報告の中でご説明させていただきました機器費を含んだ案件でございまして、最低制限価格が他の入札案件に比べて高額になっております。本年度は最低制限価格の算出式を変更して、機器費を含んだ案件については変更して実施をしていきますので、今後の失格状況を見ていきたいと考えております。

続きまして、落札率が高いことについてでございますが、先ほどの失格の説明の中でもお話しいたしましたとおり、本案件の最低制限価格は、算出式に基づき計算した結果、予定価格の94.9%となっておりますが、入札参加者13者のうち、12者が最低制限価格を下回って失格となりましたので、1者しか残らなかったということで、残りの1者が応札された金額が予定価格の95.9%であったというところで、高い落札率となったものでございます。

田中会長

はい、事務局から説明がありました。提案いただきました3人の委員さんから、まず、ご意見がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

村山委員 はい、会長。

田中会長 はい、村山委員さん、どうぞ。

村山委員 アンケート結果のところ、6者が積算要領に基づいて計算したが、それよりも最低制限価格が高かったという話だったんですけど、実際、こういうことって起こりうるものなんですか。その積算要領に基づいて計算した金額自体が、おかしかったというか間違っていたという理解でよろしいでしょうか。

安野係長 はい、会長、よろしいでしょうか。

田中会長 はい。

安野係長 施設工事課の安野と申します。よろしくお願いいいたします。白浜浄化場A系脱離液ポンプほか更新工事につきまして、私が設計しております。下水道積算要領書があり、これは一般に公表されております。その体系に従って、すべて積算をしております。この機器費の算定にあたりましては、3者から事前に見積りを取っております。それに当然、査定率を掛けておまして、すべて公表されておられる設計体系の中で組み上がって、積み上げてきたものでございますので、自信を持って予定価格は正しかったということをお願いしたいと思います。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 あまり積算のことが分かってないので、素人質問してるかもしれませんが、業者の方が見積価格をちょっとあれしてた、こちらの予定価格が間違っているとかを言っているわけではないんですけど、素人から言うと要領に基づいてやったら大体見えてくるので、こういうふうには6件も実際の方が高かったとならないんじゃないかなと思って、その辺がクリアにならなかったの。

安野係長 実際に予定価格というのは、こちらの設計者の方で汲み上げますけども、最低制限価格といいますと、実際に設計者から離れて、最低制限価格の計算式がございますので、その辺の計算の方式で最低制限が若干高いということであったのではないかと思います。

神庭次長 村山委員さんご指摘の積算要領に業者側として計算したけども、うちの算出した最低制限価格とあってないというところだと思いますが、先程、私がご説明しましたように、この案件が機器費を含む入札で、機器費を幾らで見積もるかというところが、違いの大きなものではないかと想像しておりますけども、業者側の機器費の見積額とうちが見積もった機器費の額と、そこら辺に恐らく違いがあったのではないかと。計算のやり方自体も同じ方法でやっていきますが、そこが違ってきたために最低制限価格を下回ってしまったというところではないかと想像しております。

従いまして、こういうところの案件があったものですから、そこら辺も考えまして、今後、機器費を含むものについては、0.9掛けをして機器費を減額していくということで、最低制限価格を若干下げまして、今後の対応と考えさせていただきます。

田中会長 村山委員さん、よろしいでしょうか。

村山委員 はい。ありがとうございました。

田中会長 その他の委員さんは。

勝田委員 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

勝田委員 続きなんですけども、工事費内訳書を提出させておられますけども、ここで機器費の話なんですけど、機器費に差が、100万近くの差が出ているわけですよ。こういうメーカーによって当然差は出るんでしょうけども、見積りを取られた3者と入札に参加してきた業者とは同一ではないと当然思います。単価的には分からないわけなんですけども、そのために発注表の中に既存のポンプはこういうポンプなんですと、わざわざ書いておられますし、部掛は下水道の部掛ですときちっと書いておられるわけですから、後は機器費次第で額が決まってくると思うんですけども、そのところで機器費が高いのに一般管理費を安くして、金額を調整しているみたいな傾向がこの中に見えるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

田中会長 はい、事務局。

安野係長 会長。

田中会長 はい、どうぞ。

安野係長 最初に3者から見積りを取っております。入札後に内訳書というものがこちらの方に出てきますけど、最初に見積りを取った金額とこちらの後で出していたいただいた内訳書の差、この差が結構開きがあります。ですので、機器費の見積りが高めの見積書を出されて、実際に入札のときには、グッと押さえて出されるという傾向があります。それはこの案件ばかりではなくて、私の経験上、機器費のあるものについては、見積り段階では高い分で、最終的には、繰り返すようなんですけども、内訳書を提出された段階では機器費をグッと押さえて落札したいという意図が見受けられるように感じます。それ自体が直接関係あるか分かりませんが、そういう傾向が見られます。

勝田委員 ありがとうございます。

田中会長 いいですか。

勝田委員 はい。

田中会長 小林委員は、どうですか。

小林委員 機器費というのは、大体において、こういう一桁、桁が違う大きいものが機器費があるものになりやすいんでしょうか。機器費が私も分かってないんですけども、普通、普通じゃないかもしれませんが、最後に調整されるのは一般管理費で、何万円とか何千円のオーダーでズレが出てギリギリのところ落札者がいくつかというのは分かるんですけども、機器費の入っているものとは、こういう巨額のものが多いんでしょうか。

田中会長 事務局、理解できましたか。

安野係長 はい、会長。

田中会長 どうぞ。

安野係長 設計の体系上、まず機器費がありまして、直接工事、共通仮設費、一般管理費といった体系になります。機器費といいますのが、基本的に単体で動く機械、例えばポンプとかモーターとか、そういったものを機器といいます。材料といいますのが、ポンプを構成している部品ということになりますので、当然、機器費というのは、高額なものが多いということで、機器費に今回0.9ということでやられるわけですが、それは非常に効果がある思っております。

田中会長 よろしいでしょうか。

小林委員 はい。そういう大きい金額のもので調整されるのは効果的だと思います。

田中会長 それでは、提案者の3人の委員さんに一通りは伺いました。前谷委員さも含めて皆さんで他に、更に質問がありましたらどうぞ。

勝田委員 はい、会長。

田中会長 どうぞ。

勝田委員 発注表のことなんですけど、発注表の中に入札参加条件というのが全部あると思うんですけども、この中に組合を組織する市町村の中から工種の指名競争入札に参加する資格を有することとなっているんですけども、範囲がちょっと広いんですけども、これは条件を付けられて、これだと日本全国から幾らでも応募できるわけですけども・・・。

いや、市町村の中でか。

田中会長 西部広域の構成市町村ですね。

勝田委員 ごめんなさい。今の白浜の場合は、どうなんですか。機械器具設置工事で構成する市町村ですね。ですけど、参加者は本店をもっているとか、支店をもっているとか、そういう条件なんですかね。

神庭次長 はい、会長。

田中会長 はい、次長どうぞ。

神庭次長 この機械器具設置工事につきましては、最初の制度改正のところで説明しました4工種については本店を圏域内に有するというところで条件設定を加えましたことを説明しておりますけども、それ以外の機械器具設置工事については本店が圏域内に有するというところは条件付けはしておりません。それで条件としましては、入札参加条件に書いておりますように圏域内の市町村で入札の指名競争入札の参加する資格を有するというところで、その市町村に対して、どこに本店が所在してる会社でも参加資格を持っていれば参加ができるという条件設定になっています。土木、建築、電気、管工事の4工種について本店が圏域内に有するというのを始めましたのは、その4工種の業者の数が圏域内に多数有るということで、それ以上上げる必要もないと、圏域内の業者だけで競争していただいて十分競争性の確保できますし、また、圏域内の業者の受注も確保できるという観点から条件付けさせていただいておりますが、この機械器具設置工事等でございますと、大手メーカーとかしか施工できない工事が出てまいりますので、圏域内に本店という条件設定しますと、施工ができない工事が多数出てまいります。従いまして、この4工種以外では本店条件というのは

付けておりません。

勝田委員 工種によって変えておられるということですか。

神庭次長 はい。

勝田委員 地元から苦情は出ないですか。

神庭次長 まだ特に苦情というのは、ありません。この工種の業者さんの数が土木、建築に比べて少ないものですから、そこまでの声は出ておりません。

勝田委員 分かりました。ありがとうございました。

田中会長 その他のご意見有りましたら、お願いします。

西田課長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

西田課長 施設工事課長の西田です。よろしくお願ひいたします。もう一つ、工事成績が低いということが出ておりますので、これについて説明させていただきます。工事成績が低いということで、この工事の成績は66点と採点いたしております。成績評定にあたりまして、工事の出来栄え自体には問題はなかったんですが、点数が低い主な原因といたしまして、施行体制における技術者の配置に不備があったと判断したものでございます。具体的にいいますと、現場代理人及び主任技術者の経歴に関する書類が不足しているというところ、また現場代理人として十分な資格とか免許を取得しておらずに、また現場施行において技術的判断が不足しております、率先して良好な施行に努めたとは言い難いことなどが上げられております。評定の内訳で見ますと、施行体制の配置技術者のところで点がどうしても低くなっておりまして、検査員、監督員の判断で改善指示までには至っておりませんが、完成検査の際にこれらの不備を指摘し、今後の請負業務に生かしていただくように指導はいたしております。そういったところで工事自体の問題ではなく、現場代理人等の不備といったところでございます。

田中会長 はい、ありがとうございました。村山委員さん、よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 その他、委員さんの方で何か有りましたら、お願いします。よろしいですか。それでは、この案件につきましては、以上で終わらせていただきまして、次に進みます。次、案件ナンバー23、リサイクルプラザ給排水設備補修工事になります。提案者は、前谷委員さんです。よろしくお願ひいたします。

前谷委員 先程、説明されたことと重なりますけども、前回もらった資料の中で一覧表を見まして、工事成績が最低な案件を選んでみました。その採点になった理由と先程の改善指示までは出さなかったと今後の仕事に生かすように指導しましたということですけども、組合として今後、例えば制裁的なことですか、入札に応札してくるときに、何かペナルティーを与えたりするとかしないとか、そんな考えはあるのかどうなのか、お聞かせ願えればと思います。

田中会長 はい、事務局お願ひしたいですが、工事成績最低理由については先程のとは案件ナンバーが違いますので、同様な理由であっても改めて説明をしてくださ

い。

安藤次長
田中会長
安藤次長

はい、会長。

はい、どうぞ。

事務局環境資源課の課長をしております、安藤と申します。よろしくお願いいたします。お尋ねの工事成績が最低点で詳細な内容を知りたいということでございますけども、まず、工事の内容について説明を致します。これはリサイクルプラザの給排水設備の各機器、部品の交換及び調整を行うものでございまして、汚水枡に設置してある排水ポンプの交換が3カ所、排水に混じった細かいプラスチックなどを排水処理設備の前段で取り除く除渣スクリーンの交換、プラント給水ポンプ及びプラント散水ポンプの制御盤内の基盤の交換を実施をしております。工期につきましては、平成25年11月20日から平成26年3月20日の4ヶ月間ございまして、現場施工は平成26年3月4日及び5日の2日間で行っております。工事成績が63点ということなのですが、その要因と致しまして2点ございます。1点目でございますが、工事成績採点表の考査項目1施工体制2配置技術者の項目がD評価ということで評価点が低くなっております。これは工期の途中で現場代理人の変更がございましたが、変更の理由と致しまして、評価の工事よりも他の工事の都合を優先をさせているという姿勢が伺えたということから、この現場代理人のそういったところにチェックが入らず評価点が低くなっております。2点目に考査項目2施工状況1施工監理の報告における監督員、検査員の項目ともにD評価で評価点が低くなっております。これは、施工計画書が工事着手前に提出をされていないという報告にチェックが入りまして、この評価項目一つでD評価となる項目でございますが、実際の状況につきましては当初、施工計画書自体の提出は有ったんですが、内容に不備が有り訂正等の指示を致しましたが、その訂正が遅れたということで、この評価項目にチェックが入ったものでございます。今後、こういったことが無いように、監督員を通じて厳しく指導いたしております。なお、施工自体には特に問題はなく施工後の状況につきましても問題なく稼働しております。

田中会長
前谷委員

前谷委員さん、よろしいでしょうか。何かありましたら、どうぞ。

工事成績が63点だったとか、そういったことは業者には伝えてありますよね。

安藤次長
前谷委員
小林係長
田中会長
小林係長

はい。伝えてあります。

業者はどういう反応をするんですかね。

はい、会長。

はい、どうぞ。

工事成績の方は、入札財政係を通して伝わっていることを聞いておりますし、実際、工事の完成検査を行うときに、こういった不備な点は、口頭で指摘して次回からこういうことが無いように十分伝えて、検査をしておるところでございます。

田中会長 議事録の関係もあると思います、職名をお願いします。

小林係長 環境資源課不燃ごみ処理係の小林と申します。

田中会長 ありがとうございます。前谷委員さん、いかがでしょうか。

前谷委員 はい、結構です。

田中会長 よろしいですか。その他の委員さん、他に関連質問がありましたら、お願いします。

林原係長 はい、会長。

田中会長 はい。

林原係長 先程、成績の点数でペナルティーが有るかというご指摘いただいた点でございますが、50点以下の成績の場合、2年間で60点以下の点数が2回以上出た場合につきましては、3ヶ月間指名をしなないという形で成績が悪かった者に対しては、そういった措置を行うことにしています。

田中会長 はい、ありがとうございます。成績についての追加説明でした。よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。ナンバー27、江府消防署便所改修ほか建築主体工事、抽出者、村山委員さんお願いします。

村山委員 はい。これは、次の28番とセットでお願いします。

田中会長 抽出者本人からの申し出もあります。それでは、ナンバー28の江府消防署便所改修ほか建築設備工事、主体工事と設備工事の違いで関連していますので、2件合わせて審議したいと思います。それでは村山委員さん、お願いします。

村山委員 この二つは一体工事ではなく、二つに分かれているので、内容を確認したくて選んだのが1点と、前回の理由に書いてなかったんですけども、トイレの改修工事というのは、他の参加希望型指名競争入札に比べて専門性が低いような気がするんですが、参加者数を見ると1名しか無いというのは、その辺の周知の問題ですとか、参加者数が集まらなかった理由といたしますか、それとも消防署のトイレは何か、特別な何かがあるのかといった、その辺が分からないので、その辺も聞いてみたくて質問を選ばせていただきました。

田中会長 はい、事務局お願いします。

木山次長 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

木山次長 失礼します。消防局総務課の課長をしております、木山です。よろしく願いいたします。着座で説明させていただきます。本江府消防署便所改修ほか建築主体工事及び江府消防署便所改修ほか建築設備工事につきまして、今、委員さんの方からご質問がありました、一体ではないかというご質問でございますけれども、これら2つの工事につきましては実質一体の便所改修工事というふうに考えさせていただいております。ただ、別々に入札を実施いたしましたことでございますけれども、建築主体工事として二つに分けましたのは、各専門分野、建築の工事をされる専門の業者さん、又は機械設備を専門に扱われる建築設備の業者さんというふうに専門分野の有資格者による確実な施工を行わせるために分離をして入札を、また、競争性を高めるために入札を分離させていただいて

おります。こういう方式は西部広域他、例を取りますと米子市さん、又は国、県が大体こういうような分離で発注をいたしておる状況でございます。入札の数につきましては、別途回答させていただきますけども、消防署のトイレという特別なトイレではございません。

田中会長 村山委員さん、何か有りましたら、お願いします。

村山委員 入札一体にというのは、実際、実質はやっていないということで、内容については設備工事と建設工事と違うということは、そこは理解しました。先程の続きの参加者数が少ないところの理由と言いますか、そちらをお聞かせ願いたいです。

田中会長 事務局、どなたでしょうか。入札参加者数が少なかった、1者しかなかったというのは。

足立局長 確か昨年度、工事の業者さんの・・・、たぶん、これは推測ですけども、建屋業者さん、設備工事屋さんの仕事はかなり出た方じゃないかなという感覚を持っております。例えば市の方で耐震設備といった建築工事が例年無く昨年度は、そういった建設工事屋さんが忙しかったんじゃないかなと推測しております。それと、場所が江府町ですので、後ろでも言っておりますが、業者さんが敬遠したというか、寒冷地ですので、なかなか忙しい面があって、工事を選ばれるという傾向があったんじゃないかなという推測がされます。

田中会長 はい、時期で積雪の問題等といった局長さんから説明です。よろしいですか。

村山委員 そうですね、参加者数の少なさは、結局、推測になりますし、あまりそこで言ってもしょうがないんですけども、ただ、江府町にも工務店等有りましようから、そういうところも参加してないのは、ちょっと地元という意味では問題があると思いますので、出来るだけ周知等していただければ。

足立局長 参考にですけど、前の年でしたか生山の出張所を改修したときも応募が少なくて苦労しました。

村山委員 地元も嫌うんですか。

足立局長 地元の業者さんもやっぱり同じ時期に工事があつたりすると、なかなか対応できない。米子の業者さんになると、遠距離になりますので、選ばないということになると思います。

田中会長 関連質問で江府町に入札に参加できる工務店は何かあるんですか。

神庭次長 今、ここには資料が無いようですので、下で調べて来ます。

田中会長 地理的な問題もあるかもしれませんが、そのあたりも十分注意して、今後の発注に気をつけていただきたいなという思いもいたしますので、よろしくお願いします。皆さん方の方は、どうでしょうか。よろしいですか。それでは次に進めさせていただきますが、次の2件は随意契約に基づくものであります。傍聴の方は、居られませんね。今、出られましたね、もう入ってこられませんよね。

(「はい。」という声あり)

田中会長 はい、それでは新しい委員さん、随意契約は予定価格が非公開であつたりし

ますので、この審議会も非公開の会とするということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。それでは、進みます。ナンバー30、エコスラグセンター溶融設備等補修工事、勝田委員さんの抽出であります。よろしくお願ひします。

勝田委員 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

勝田委員 随契につきましては、工事は130万円以下を随契とするということですが、一覧表を見させていただいて、1億2千万円、突出した随意契約ということでございまして、理由をお聞きしたいと思っておったんですが、その時には指名の内申票が無いものですから、何も理由も分からずに質問を出したわけですけども、この内申票に一生懸命、理由が書いてございまして。私も理解しているつもりでございまして、どうしようもないのかなということは感じてはおります。従いまして、質問しようと思っていたんですが、ここに理由がしっかり書いてありますので、担当課の皆さんも苦しいのではないかなとは思いますが、一つ質問をするとしたらですね、このユニチカさんが永遠に、この機械が有る限りは、永遠に随契するものなのかどうか、どんなものなんでしょうか。

安藤次長 はい、会長。

田中会長 はい。

安藤次長 ユニチカさんがずっと継続するのかということでございますけども、現在はエスエヌ環境テクノロジーというところと契約しておりまして、これは平成24年にユニチカの方が環境事業部を譲渡いたしまして、エコスラグセンターに勤務しております人材共々、移管しておりまして、そういったことから24年度以降につきましては、エスエヌ環境テクノロジーと随意契約を締結しております。従いまして、今のところは、ここと継続して随意契約していくつもりでございまして。それと、平成19年3月でございますけども、国内の大手廃棄物処理施設の建設メーカー9者でございますけども、こちらの方に対しましてエコスラグセンターの補修工事の受注が可能かどうか聞いておりましたが、結果的には困難であるという回答を得ておりまして、このことから他のメーカーでは、ちょっと無理であろうと判断しております。

田中会長 よろしいですか。

勝田委員 はい。

田中会長 その他の委員さんも関連有りましたら、どうぞ。よろしいですか。はい、次に進みます。ナンバー34、リサイクルプラザ基幹改良工事について、抽出提案者は全委員さんになっております。勝田委員さん、前谷委員さん、小林委員さん、村山委員さん、それぞれ、この記載された順番にお願ひいたします。まず、勝田委員さんの方からお願ひします。

勝田委員 これの選定理由なんですけども、随契で内申票が着いてなかったのが随契理由をお聞かせ願えたらと思えます。それと、この工事の内容がよく分からない。基幹改良工事というものが、どういう工事なのか、そこも教えていただけたら

と思います。

田中会長 はい、次に前谷委員さん、お願いします。

前谷委員 はい、全く同じです。昨年の工事の中で最高額、5億円近く、それが随契であったということは、想像で分かるわけですが、もう一回説明していただきたいということと、その工事の内容、概略をお願いしたということです。

田中会長 はい、ありがとうございました。続いて、小林委員さん。

小林委員 私も、随契は事務局の皆さん苦労されていると社会情勢上思うんですけども、その中で安直ながら一番高いものであったので、お伺いしておこうと思いましたが、随契につきましては特徴がそんなに掘めなかったものから選ばさせていただきました。

田中会長 はい、ありがとうございました。村山委員さん、お願いします。

村山委員 私も他の委員さんが仰ったとおりです。工事成績の記載がないのは何か理由があるのか聞いておきたいと思います。

田中会長 はい、それでは事務局の方、どなたでしょうか。

安藤次長 はい。

田中会長 はい、どうぞ。

安藤次長 まず、工事の内容から御説明をいたします。リサイクルプラザの基幹改良工事でございますが、まず、目的を説明をいたしますが、当プラザは平成9年に就航いたしまして、不燃性廃棄物を破碎、選別、圧縮をする、資源化をする施設でございますが、これまで消耗的部分を中心に定期補修を行なってまいっております。運用期間が15年を超えまして、中心機器であります回転式破碎機を筆頭に各機器本体の経年劣化、腐食等が進行している状況でございます。今後、中長期に渡り施設の安定的かつ適切に稼働させるためには、抜本的な延命化対策を行なう必要がございます。厳しい財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、今後の安定的な処理を確保するため、プラント設備を大幅に更新する大規模改修を実施いたしまして、これにより向こう15年程度の施設の延命化が図られるものでございます。そのために、これまで行なってきた定期補修的な工事と違いまして、機械又は設備本体の更新とそれに伴う既存設備、架台、歩廊、配管、ソフト等の改造や大型設備を排出、搬入するため、建屋屋上の一部を開放するなどの建築工事も必要となるため、金額が高額なものとなっております。続いて、随契業者を選定した経緯、それから2年契約となっておりますので、なぜ2年契約としたのかという説明をいたします。業者選定の経緯でございますけれども、一般廃棄物処理施設につきましては、仕様書発注による施設の建設が行なわれておりまして、施工メーカーの独自性を強く有することになりまして、本リサイクルプラザにおきましても、メーカーの技術的な工夫の組み込まれた設備となっております。特に運転制御につきましては、各機器に組み込まれた複雑な個別制御を相互に関連させて利用、制御をさせるためのシステム構成が図られておりますが、本工事では機器の更新及びフローの変更を行ないますことから、そのシステムの再構築というのが生じます。ただし、これ

にしましてはメーカーが非公開としておりますために、変更等の対応が可能となりますのは、当初のこの設備を設計施工したプラントメーカーのみとなります。また、主要な機器の更新に伴いまして、不燃性粗大ごみの処理が一定期間出来なくなることから、ごみの搬入停止を行なわなければならない、かつ市町村等の収集への影響を最小限に抑えるために、搬入停止期間を出来る限り短くするという必要がございます。これは、本工事を行なう上で絶対的な条件、制約となりまして、このような期間、制約等リスクがある中で迅速かつ確に工事を行うことが可能となるには機器の仕様、設置内容、据付状況、設備全体の性能と作動状況、設備システムを十分に把握、周知している当該設備を設計施工したプラントメーカーのみで、他の者では対応が出来ないということから、建設当時の施工メーカーである新明和工業と随意契約を交わしたということがございます。続きまして、2年契約とした理由についてでございますが、このリサイクルプラザの基幹改良工事につきましては、平成25年度から29年度までの、5年間で4期に分割して実施をする計画としております。平成28年度は実施しませんので、25、26、27、29の4期でございます。平成25年度の第1期分の工事範囲といたしましては、回転式破碎機、粗大ごみ前処理破碎機等々の本体更新をおこないますが、機器設備の撤去、設置に係る施工期間としては約2ヶ月を要します。先程申し上げましたとおり、ごみの搬入停止に係る市町村の収集への影響を出来るだけ少なくするためには、ごみの搬入量が少ない1月中旬から3月中旬が最適でございます。26年度の第2期分の工事範囲は、不燃ごみ前処理破碎機、各磁選機、アルミ選別機等の更新を行なうことにしておりますが、施工期間としましては約1ヶ月が必要でございます。先程と同様にごみの搬入停止に係る市町村等の影響を出来るだけ少なくするために、搬入日数の少ないゴールデンウィークを含む4月下旬から5月下旬が最適となっております。更に加えて4月の下旬から施工することによりまして、不燃ごみ前処理破碎機の破碎刃の交換というものがございまして、その定期補修の必要が無くなるために約2,000万円の経常的経費の削減が計れることとなります。従いまして、第1期、第2期とも前述の期間に工事施工を行うことによりまして、市町村等への影響が抑えられるとともに、破碎刃の交換というものも無くなるということで、経済的なメリットもでございます。平成26年度の第2期工事の機器設備の製作、製造期間は約6ヶ月掛かることから施工を26年4月下旬から行なうためには、平成25年度中に製作、製造する必要がありまして、そのことから第1期、第2期の工事を合わせて2カ年の契約とすることといたしております。

田中会長
神庭次長
田中会長
神庭次長

工事成績について、お願いします。

はい、会長。

はい。

そうしますと、落札率が高いということと3回目までの見積金額についてと工事成績が記載をしていない理由について、事務局総務課の方から回答させて

いただきます。まず、落札率ですけども、本案件が2号該当の随意契約で1者見積りにより契約を行っておりますので、競争性がなかなか無いというところから、落札率が高いということになったのではないかと考えております。続きまして、3回の見積りで契約決定に至るまでの、見積額でございますが、これは資料9の22ページ、最後のページですが、こちらの方に見積調書の方を付けております。見ていただきますと第1回目が(非公表)、第2回目が(非公表)、第3回目が5億2,300万円となりまして、これが予定価格を下回りましたので、これに消費税及び地方消費税を加えた額5億4,915万円で契約をしております。続きまして、工事成績が記載されていない理由でございますが、この工事が先程、安藤次長が申しましたように、2カ年の契約の工事でございます。平成27年2月27日が工期末となっております。従いまして、まだ工期中でございますので、工事が完成しておりません。ということで工事成績を記載しておりません。

田中会長 はい、ありがとうございます。皆さんの方で質問、意見がありましたら、どなたでも、順番は問いません。小林委員さん、金額が高いというのは、相対的な批判、これまでの説明あたりでご理解いただけますか。特別に・・・。

小林委員 どういう工事が分かりましたので、理解出来ました。

田中会長 良いですか。

小林委員 はい。

田中会長 どうでしょうか、皆さんご意見はありますか。

村山委員 はい、ちょっと良いですか。

田中会長 はい。

村山委員 この見積金額というのは、内訳があるんですか。別途、工事費内訳書みたいなもの。

神庭次長 はい、会長。

田中会長 はい。

神庭次長 内訳はございません。

村山委員 そうなんですか。何にどれだけ掛かったか出してこないんですか。

神庭次長 把握しておりません。

村山委員 そうなんですか。

小林係長 はい、会長。

田中会長 はい。

小林係長 環境資源課不燃ごみ処理係の小林でございます。工事費の内訳ですけども、見積りを聴取する段階で何に幾らというようなメーカーからの見積りはいただいております。落札をした後に、落札金額に対して、どういう機械が幾らで計算したから、幾らになりました、落札金額になりましたというような見積りは徴取しております。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 その他の委員さん、いかがでしょうか。よろしいですか。意見が無いようですから、審議案件に出ておりました6件については終わらせていただきます。最後に勝田委員さんの方から、随意契約全般についてということで、提案をしていただいておりますので、これについての説明をお願いいたします。

勝田委員 はい、会長。

田中会長 はい、どうぞ。

勝田委員 ちょっとしつこいようなんですけども、随契の件数も多いようで気になったものですから、一言お願いをしておこうかなと思いました。一覧表を見ますと参加希望型が29件の契約、随意契約が17件の契約で大体6対4、40%位は随意契約ということでございまして、本来、随契をやるべき130万円以下の件数は9件くらいで、実際には17件の随契をされているということですので、何でも随契に走るのでは無くて、やはり競争性を持たせる意味で参加希望型の対応を行なっていかれてはどうかというふうに思います。そういうふうに思ったものですから、ちょっとお願いというか、こういう方向性でいっていただければいいんじゃないかなというふうに提案したいと思います。

田中会長 今、提案の内容、理由の説明がございました。事務局の方で、それについてお考えをお示しいただきたいと思います。

神庭次長 はい、会長。

田中会長 はい、次長。

神庭次長 そうしますと、今、勝田委員さんの方からご指摘をいただいた随意契約の数が多いいところでございますが、随意契約につきましては、資料8の7ページの方に資料を添付させていただいております。これを見ながらご説明させていただきたいと思いますが、一番上のところに各年度の件数を入れておまして、平成22年度が22件、平成23年度が24件、平成24年度が18件、平成25年度が17件となっております。次に随意契約の選定についてでございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により、予定価格が規則で定める額を超えない契約を行う場合は、随意契約によることができることとされていることから、先程、勝田委員さんからご指摘のありました130万円以下の1号随契の案件につきましては、入札の方式によらず、第1号該当随契として契約締結を行っております。先程の随意契約の件数17件のうち、60%にあたる10件が、この第1号該当で随意契約を行っているものでございます。次に第2号該当の随意契約につきましては、平成25年度は7件でございますが、これは一部事務組合の持つ特殊性とも関連いたしますが、組合が行ないます共同処理事務は市町村が行なう事務のうちごく限られた一部の事務のみを共同処理事務としておまして、その中でも補修工事の対象となる施設設備が火葬設備でありますとか、廃棄物処理施設が殆どとなってきております。これらの設備は、設備設置メーカーが独自開発し特許を伴うような技術によって施工されたものが多くあるということで、内部構造が公開されてい

いものも数多くございます。設備設置メーカー以外の業者での施工が、そういったことで困難なものについて、2号随契により契約を行なっているところがございます。

- 田中会長 勝田委員さん、どうでしょうか。ご意見の方。
- 勝田委員 事務局の方の苦勞されている状況はよく分かりますので。
- 田中会長 よろしいですか。
- 勝田委員 はい。
- 田中会長 他の委員さんもよろしいですか。はい、それでは以上で審議事項1番については終わります。2番のその他、事務局の方でありますか。
- 林原係長 はい、会長。
- 田中会長 はい、どうぞ。
- 林原係長 失礼します。その他では無いのですが、先程の江府消防署の建築工事の関係で、業者の数なんですけれども、江府町内の方に建築一式工事の方は2者、管工事の方は3者の登録自体はあるようでございます。
- 田中会長 ありがとうございます。その他ではありますか。
- 神庭次長 はい、会長。
- 田中会長 はい、どうぞ。
- 神庭次長 ございません。
- 田中会長 なし。委員の皆さんの方でありますか。委員の皆さんの方もありませんね。
(「ありません。」という声あり。)
- 田中会長 それでは、最後に意見をまとめたいと思いますが、委員の皆さん、行政管理組合の方に本審議会として意見を述べる場合がございますら、それぞれの皆さんからご発言してください。事務局の説明をご理解されて特段に無いということでもいいですか。よろしいですか。村山委員さん何かありそうですけども、よろしいですか。
- 村山委員 先程の江府町の話ではないですけども、参加者数が1者というのが、結構多いですので、やっぱり、競争原理も働きにくかったり、特に地方の奥の方だとなかなか業者がというのは、やはり業者の確保というのも問題になってくるのではないかと、将来的に思います。
その辺の周知、地元ですよ、要は、力を入れていただきたいと思います。私の方は以上です。
- 田中会長 今、村山委員さんからの発言ですが、他の3人の委員さん、どうでしょうか。同意されますか。
(「はい。」という声あり。)
- 田中会長 それでは、1点として村山委員さんの今の参加者数の少ないことについての対応、検討をお願いしたいということをお願いしたいと思いますが、その他にありますか。よろしいですか。事務局さんも非常に特殊工事が多いということから苦勞もあることかと思いますが、本会として、今年度の審議会として、今、村山委員さんの方からありました発言をまとめていただきまして、また、よろし

くお願いしたいと思いますが、後は特段ございませんので、管理者さんの方については概要等をお話しをとおしていただければありがたいと思います。それではその他について、無かったら閉会に向かいますが、事務局並びに委員の皆さん、どうですか。

(「ありません。」という声あり)

(日程5)閉会

田中会長　それでは、長時間に渡って、非常に慎重に審議していただきました。審議案件は少なかったと思いますが、質疑を多く出していただき、慎重にご審議いただいたという具合に思っております。ありがとうございました。

それでは最後に管理者に対しての意見として、今一つだけ提案がございましたので、それについて事務局の方でまとめていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。それでは委員の皆さん、事務局の皆さん、大変お世話様でした。以上をもちまして、第2回審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会　11:40